

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	JALCOホールディングス株式会社
【英訳名】	JALCO Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田辺 順一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である田辺順一は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。

当社は「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能する事で、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見する事が出来ない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成27年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を行いました。

当社は、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）を評価するため、実施基準で例示されております具体的な評価項目を基本に『全社レベルの内部統制』チェックリストを作成し、整備及び運用状況の評価を行う事により、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前期、当社の内部統制が非有効であった事を踏まえ、当社グループ全体を評価対象とし、全ての事業拠点において当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、貸付金、仕入高、買掛金、固定資産に至る業務プロセスを評価対象と致しました。

更に、財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを評価対象に追加致しました。

評価の対象とした業務プロセスについては、各々のプロセスを分析した上で財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の作成、当該内部統制に関する適切な担当者への質問、及び実施記録の検証等の手続を実施する事で当該統制上必要な要点の整備及び運用状況を評価致しました。

3【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当社代表取締役社長である田辺順一は、平成27年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5【特記事項】

当社は、平成26年2月にオムコ社による不正取引が発覚したことを端緒として、不適切な取引及び会計処理に関連して過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期から平成26年3月期第3四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について、平成26年6月30日付で訂正報告書を提出致しました。

当社は、平成26年3月期の内部統制報告書に内部統制に重要な不備があった旨を記載するとともに、その原因分析及び問題点の抽出を行い、その抽出結果に基づいて是正措置及び再発防止策を策定し、運用を開始致しました。

是正措置・再発防止策に基づき、内部統制の整備・運用状況の改善を図った結果、前事業年度末における開示すべき重要な不備は是正されたため、当事業年度末時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

今後、これまでの取り組みを継続的に運用し、さらに徹底していくことによって、再発防止とコンプライアンス遵守最優先の企業基盤の構築を図り、株主・投資家の皆様からの信頼の回復に向けて全力を尽くしてまいります。